

# 生駒市PTA協議会 安全会について

## <制度の主旨>

この制度は、**会員の皆さま**が安心してPTA活動に励んで頂けるよう、**PTAが主催、共催、後援または協力する各種行事や会議等に参加活動中**、偶然に生じた事故に対して、安全対策の立場から保険金またはお見舞金をお支払いするものです。

### PTA団体傷害保険

- ◎PTAが主催、共催の行事や会議等に参加中（往復経路含む）に生じた事故によりケガをし、医師の治療を受けた場合、或いは死亡した場合に適用。
- ◎熱中症危険担保特約…日射病や熱射病の補償（医師による治療を受けた場合に適用）

### 【傷害保険の保険金額】

- 死亡保険金 – 1名 500万円
- 後遺障害保険金 – 1名 500万円～20万円
- 入院保険金 – 1日 5,000円（180日分が限度。）
- 通院保険金 – 1日 3,000円（90日が限度）

**保険金支払の対象者はPTA会員が対象となります。**

- ① 各PTA・育友会の会員（園児・児童・生徒の両親、会員が両親以外の場合はPTA会員名簿に記名・登録されている方）
- ② 教師全員
- ③ 生駒市立の幼稚園・小学校・中学校に通園、通学している園児・児童・生徒
- ④ PTA・育友会会員の親族
- ⑤ PTA・育友会会員と同居の者
- ⑥ PTA・育友会会員の代理としてPTA・育友会行事に参加する方（事前に届出がある場合）

- ・保険金はケガの程度を問わずに支払います。
- ・保険金は入院事故、通院事故とも1日目から支払います。（免責期間はありません）
- ・保険金請求時の診断書は支払保険金が10万円以下かつ治療期間が3か月以内の場合は不要です。その場合は診察券または領収書のコピーが必要です。
- ・上記に言う通院治療、入院治療については医師による治療のことを言います。

※柔道整復師の治療（施術）の場合は医師の治療に準じた認定になります。

## PTA賠償責任保険

### 【PTA賠償責任保険のてん補限度額】

対人賠償 1名につき1億円限度、1事故限度額2億円(免責1,000円)

対物賠償 1事故につき1億円限度(免責1,000円)

### 【保管物に係わる賠償責任保険のてん補限度額】

1名につき10万円 期間中1,000万円(免責5,000円)

### 【生産物賠償責任保険のてん補限度額】

対人賠償 1名につき1億円限度(1事故限度額2億円)

対物賠償 1事故につき5,000万円限度、期間中1億円(免責1,000円)

※生駒市PTA協議会または単位PTAの管理責任に起因するけがや物損に対して  
保険金を支払います。

※飲食物の食中毒による賠償責任も対象になります。

## 見舞金

PTAから要請をうけて参加したボランティアの方が、PTAの主催、共催、後援または協力する行事等に参加中(往復経路含む)、偶然な事故によりケガをし、医師の治療を受けた場合(3日未満の通院は除く)、或いは死亡した場合に適用。

○死亡したとき 1名につき 3万円  
○入院したとき 1名につき 1万円  
○通院したとき 1名につき 5千円

◎ 1事故限度額 30万円

ケガをされた方、事故にあわれた方は……?

- 【手順】 1、生駒市PTA協議会 HPより安全会のしおりを開く  
2、事故報告書兼証明書(安全会のしおりP7)に記入する。  
3、単位PTA会長に報告し、署名捺印をもらう。  
4、生駒市PTA協議会 事務局へ提出する。(メール、FAX、郵送可)

●安全会 会費は1世帯あたり、年間300円になります。

●所属する単位PTAを通じて集めさせていただいています。

【お問い合わせ先】 生駒市PTA協議会 安全会 事務局

〒630-0257

生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル内

TEL・FAX 0743-74-1126(月・水・金 9:30~12:30)

E-MAIL [ptaikoma@m3.kcn.ne.jp](mailto:ptaikoma@m3.kcn.ne.jp)